

前回の推進協議会からの主な変更点

前回(平成17年度第5回)の推進協議会での意見に基づき、次のとおり変更しました。

意見	変更内容
<p>サービスの提供体制や関係者の連携体制の概念図だけでなく、総合的な介護予防サービスの提供として新たに創設された新予防給付や地域支援事業などについて、対象となる個人がどのようなサービスを利用できるのか、分かりやすく説明した概念図が必要ではないか。</p>	<p>【プラン本冊96頁<別紙1>】 対象者の状態と利用できるサービスについて説明した概念図を新たに挿入した。</p>
<p>(97頁の)概念図では、介護予防一般高齢者施策と介護予防特定高齢者施策の関係がわかりにくい。</p>	<p>【プラン本冊96頁<別紙1>】 対象者の状態と利用できるサービスについて説明した概念図を新たに挿入した。</p> <p>【プラン本冊97頁<別紙2>】 「利用者の心身の状態に応じた継続的・効果的な取組ができるよう施策間の連携を図る」と注記した。</p>
<p>介護予防特定高齢者施策の対象者の早期把握はかなり重要。特に民生委員や老人福祉員といった地域の高齢者を把握している方からの情報が重要であるため、(97頁の)概念図にも記載した方がよい。</p>	<p>【プラン本冊97頁<別紙2>】 行政サービスによる把握、関係機関等による把握の内容について概念図にも記載した。</p>